

「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の骨子」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ①条例(案)骨子に盛り込まれています・・・既に意見が条例(案)骨子に盛り込まれているもの
- ②条例(案)骨子に趣旨は反映されています・・・条例(案)骨子の基となる条例素案に盛り込んでおり、骨子に趣旨が反映されているもの
- ③条例(案)に盛り込みます・・・意見を概ね提案どおり又は趣旨として条例(案)に盛り込むもの
- ④規則を制定する中で対応します・・・規則制定段階で判断するもの
- ⑤事業実施の中で検討します・・・事業実施段階で判断するもの
- ⑥対応は困難です・・・趣旨の反映を含め条例(案)や規則等に盛り込むことが困難なもの
- ⑦その他・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 27名
 件数： 105件
 （重複を除外した件数：97件）

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	市民意見※		対応の方向性
1	全般	子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの最善の利益を重視する理念を明文化することに賛同する。特に、意見表明権や相談・救済体制を条例として整備することには意義がある。 ※同様のご意見 他4件	⑦その他	本条例において、子どもの権利の内容を明確にし、子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、権利を擁護する仕組みを規定することにより、子どもの権利を保障し、子どもの権利を守るまちづくりを推進していきます。
2	全般	条例全体で、重要な原則として掲げられている「子どもの最善の利益」は、実際の運用上、判断が抽象的になりやすいため、「年齢や発達段階」、「家庭環境」、「安全性」、「教育上の観点」、「他者の権利との調整」等を踏まえ、総合的に判断する旨をガイドライン等で整理することを求める。	⑤事業実施の中で検討します	条例制定後に作成予定のガイドブックに「子どもの最善の利益」の考え方等についての解説を掲載し、理解を促進していきます。
3	全般	「三鷹市子ども総合計画」は、自治基本条例、三鷹子ども憲章、加えて今回の条例を理念とし、策定されるものと受け取れるが、理念となる条例よりも「子ども総合計画」が先に策定されており、「子ども総合計画」を結論とした条例内容に寄せなければいけない構造になっているように感じた。	⑤事業実施の中で検討します	三鷹市子ども総合計画は、既に示されていた本条例の骨格を踏まえ、策定しています。なお、本条例の制定後、三鷹市子ども総合計画は一部改定することを検討していきます。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
4	全般	議会に上程される条例案は、前文を含め、条例検討委員会から報告された素案（案）をすべて含むことを要望する。（但し、擁護委員の人数を除く）	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では前文を入れており、条例（案）にも盛り込みます。条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行ったうえで、条例（案）を作成します。
5	全般	「Ⅰ 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の概要」の「３ 基本的な考え方」において、子どもが権利の主体であることが明記されておらず、「子どもが権利の主体である」という基本的な理念が埋没している。子どもが権利の主体であるという軸がぶれないように、まずは明記すること。 また、素案（案）で「子どもの権利が守られる」となっていた表現が、骨子では「子どもの権利を守る」と書き換えられている。「子どもの権利」が主語であったものが、目的に変更されており、子どもが権利の主体であることを薄め、保護の対象とするような意図が感じられる。 子どもの権利は義務とセットだという意見を持つ人たちも多いかもしれないが、子どもが権利の主体であるとはどういうことなのか、市は率先して人権問題としての議論を深めていってほしい。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では、前文に子どもが権利の主体であることを明記しており、条例（案）にも同内容を盛り込みます。 なお、素案（案）における「子どもの権利が守られるための取組」の表現は、より主体的な表現とするため、「子どもの権利を守る取組」に変更しています。条例制定後、「子どもが権利の主体である」ことについて理解が促進されるよう普及・啓発に取り組めます。
6	全般	検討委員会による素案（案）に対して、実施すべき内容の趣旨が薄められるような言葉の追加や削除をせずに、検討委員の選んだ言葉の意味と重みを尊重し、素案（案）をなるべくそのまま載せた方がよい。	⑦その他	今回のパブリックコメントの結果を踏まえて、条文の表現や文言について再度検討するとともに、法的な観点等からの精査・検証を行ったうえで、条例（案）を作成します。
7	全般	権利の主体（子ども）、誰が子どもを大事にするのか（三鷹市）など、主体をはっきりと述べてほしい。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では、前文に子どもが権利の主体であること、市の責務を明記しており、条例（案）にも同内容を盛り込みます。
8	1 条例の目的	素案（案）の「第１章 総則（目的） 第１条」に置き換えること。	⑦その他	条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行い、条例（案）を作成します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
9	1 条例の目的 2 定義 3 子どもの権利 4 市、保護者、 市民、子どもにか かわる施設、事業 者等の役割	この条例が何を目指しているのか、わかりや すく、納得のいく内容である。	⑦その他	本条例の目的のもと、子どもの権利を保障し、子どもの権利を守るまちづ くりを推進していきます。
10	2 定義	「子どもにかかわる施設」の定義に公園・体 育施設を明記してほしい。	①条例（案）骨子に盛り 込まれています	「2 定義」において、「子どもにかかわる施設」は、「市内の児童福祉施 設及び学校のほか、子どもが遊び、学び、又は利用する施設」と定義して おり、公園・体育施設についても、この中の「子どもが遊び、学び、又は利 用する施設」に含まれています。
11	2 定義	対象となる「子ども・若者」の定義および表 記について、三鷹市案では18歳以上の対象が 「例外的な継続支援」に留まっており、不十 分である。若者が直面する諸課題に対応す るため、本条例の対象に「若者」の視点を明確 に盛り込み、基本理念や市の責務において、 その自立プロセスを支援する姿勢を強く明記 してほしい。 「子どもの権利の保障」とは別に「若者の権 利の保障」の条文を立て「例外的な困難を有 する若者の継続支援」の条文と並んで「若 者」一般の若者期の学びや生活を送る権利保 障についても規定すること。 さらに、より包括的で切れ目のない印象を与 えるため、表記についても国の基本法に合わ せ、ひらがなの「こども・若者」とするよう 検討すること。	⑤事業実施の中で検討し ます	本条例は、「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもの権利の内容を明 確にし、子どもの権利を保障することを目的としており、同条約第1条をも とに子どもの定義を原則、「おおむね18歳未満の者」としています。若者へ の支援については、取組を進める中で、ニーズの把握や具体的な施策内容に ついての検討を行います。 また、「こども」の表記については、三鷹市では「子ども」の表記に統一し ており、国の表記の使用を検討する予定はありません。
12	2 定義	市内のフリースクールや若者の相談・居場所 には、三鷹市在住者だけでなく、近隣自治体 から助けを求めにやってくる子ども・若者が 多く存在し、自治体の枠を超えた重要なセー フティネットとなっている。 生きづらさを抱える当事者を住所地だけで線 引きし、排除することがないように、本条例の 保障対象を「市民（在住者）」に限定せず、 「市内に滞在し、または活動するすべてのこ ども・若者」と包括的に定義してほしい。	⑤事業実施の中で検討し ます	市外に住み、市内の施設に通う子ども等についても、本条例における対象で あると考えます。若者への支援については、取組を進める中で、ニーズの把 握や具体的な施策内容についての検討を行います。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
13	2 定義	文頭に素案（案）の「（定義）第2条」の条文を追加すること。また、(1)から(6)の各文末を素案（案）の通りにすること。	⑦その他	条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行い、条例（案）を作成します。
14	3 子どもの権利	それぞれの条の主語を明確にするため、全体を素案（案）の「第2章 子どもの権利（安心して生きる権利）第3条」から「（社会に参加する権利）第8条」に置き換えること。	⑦その他	条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行い、条例（案）を作成します。
15	3 子どもの権利	「(2) 自分らしく生きる権利」に関連して、働くこと、人のために働くことの大切さを小学校から知っておいてほしいので、年に2回は職場体験、ボランティア活動をしてほしい。大人になって社会に出てから違うと思う。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。
16	3 子どもの権利	今の子どもたちに特に必要とされていると思われる「休息をとる権利」を明記してほしい。	①条例（案）骨子に盛り込まれています	「3 子どもの権利」の「(3) 豊かに育つ権利」の中で、「休息をとることができる」ことを明記しています。
17	3 子どもの権利	「子どもの権利」を列挙するに当たっては、国連の「子どもの権利条約」の順序に合わせた方が読みやすい。(1)(4)(5)は生きる権利、(2)(3)は育つ権利、(6)は意見を表す権利というほうが良い。	⑤事業実施の中で検討します	「3 子どもの権利」については、「児童の権利に関する条約」をもとに、条例制定に向けて子どもを対象に実施したワークショップやアンケートの結果を踏まえて、内容や順序を検討しています。条例制定後に作成予定のガイドブックでは、各権利の内容がよりわかりやすいものとなるよう検討します。
18	3 子どもの権利	「意見や思いを伝える権利」について、もう少し「自分に関することの自己決定権」が明確になると良い。自分に関することは、年齢に応じて自分で決めること、そのために必要な情報、知識が得られることを加えてほしい。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では、前文に「子どもは、大切にされ、周囲の人々と関わり、多様な経験を通じて成長しながら、自分の意見や思いを持ち、表現し、自分のことは自分で決めることができる」旨を記載しており、条例（案）にも同内容を盛り込みます。
19	3 子どもの権利 5 子どもの権利を守るまちづくり	「安心して生きる権利」や「豊かに育つ権利」の中に、「安全かつ適切にデジタル・インターネット環境を利用し、学び、表現できる権利」という視点を盛り込むことを提案する。	⑤事業実施の中で検討します	「安全かつ適切にデジタル・インターネット環境を利用し、学び、表現できる権利」は、「安心して生きる権利」又は「豊かに育つ権利」に包含されています。具体的な内容について、条例制定後に作成予定のガイドブック等で解説することを検討します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
20	3 子どもの権利 5 子どもの権利 を守るまちづくり	「支援を受ける権利」や「子どもの成長や状況に応じた取組」において、ヤングケアラー、不登校、多様なルーツ（多文化共生）や障害を持つ子どもなど、個別具体的に配慮や支援が必要な子どもを誰一人取り残さない姿勢を明記することを提案する。	⑤事業実施の中で検討します	「支援を受ける権利」や「子どもの成長や状況に応じた取組」において、ヤングケアラー、不登校、多様なルーツ（多文化共生）や障がいを持つ子どもなど具体的に明記することは、読み手に記載されているものしかないと受け取られる可能性があることから、「全ての子ども」を対象とした表現にしています。条例制定後に作成予定のガイドブック等で、具体的に配慮等が必要な子どもへの支援について解説することを検討します。
21	3 子どもの権利 5 子どもの権利 を守るまちづくり	デジタル環境での権利保障について、プライバシー、SNS上の安全、デジタルアクセス権、AIリテラシー等に関する言及がない点が気になった。	⑤事業実施の中で検討します	「3 子どもの権利」「5 子どもの権利を守るまちづくり」の内容は、デジタル環境における権利及びその保障についても包含した表現となっています。条例制定後に作成予定のガイドブック等で、デジタル環境での権利保障について解説することを検討します。
22	3 子どもの権利 5 子どもの権利 を守るまちづくり	教育に関して、人権教育を受ける権利が大事であり、子どもが人権を知り、権利の主体として人権を実現していくために必要な知識を学ぶ機会を意識的に作っていく必要がある。大人も、子どもの権利とはどういうことなのか、それを実現するためには何が必要なのか、子どもとともに考えていく必要がある。骨子では「3 子どもの権利(6) 社会に参加する権利」に人権を実行するための知識に言及しており、この部分が人権教育とかかわってくると思うが、もっと全面的に人権教育を充実させていく取組が必要である。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利の普及・啓発において、子どもにかかわる施設や事業者等と連携し、子どもも大人も子どもの権利について学び、理解を深める取組の実施を検討します。
23	3 子どもの権利 5 子どもの権利 を守るまちづくり	すべての子どもたちに、自分の意見や思いを伝える、相談できる等の権利がある、とされているが、自ら発信できる子どもを前提となっている。自ら発信できない子どもの声にならない声をどのようにすくい取るか、発信できる環境を大人がどのようにつくっていくかを明記してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	意見があっても自ら言えない子どもの考えや気持ちを汲み取ろうとする行為も子どもの意見や思いを聴く行為と捉えることができると考えます。「5 子どもの権利を守るまちづくり」の「(6) 子どもの意見や思いの表明の機会の確保、(8) 子どもの話を聴く仕組みづくり」の取組の中で、意見を伝えやすい環境の整備や専門的な対応等、大人が子どもの意見や思いを聴く行為について検討していきます。
24	4 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割	「市民の役割」について、市民参加、市民協働のまち三鷹なので、「施策に協力」ではなく「目的達成のために協働で取り組む」ぐらい踏み込んでいいのではないかと。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりにおいて、施策によっては、市と市民が協働で取り組んでいきます。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
25	4 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割	それぞれの条の主語を明確にするため、文頭を素案（案）の「第3章 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割（市の役割）第9条」の条文に置き換えること。 また、(2)から(5)を、素案（案）の「（保護者の役割）第10条から（事業者等の役割第13条）」に置き換えること。	⑦その他	条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行い、条例（案）を作成します。
26	4 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割	フリースクールや居場所等は、子どもの権利を実質的に支える不可欠なパートナーであるが、財政的な負担が大きく、行政からの補助金が市民を対象としたもののみを対象となると現場の維持が難しい。 条例内の市の責務について、民間団体との単なる「連携・協働」に留めず、その活動の公益性を認め、住所地主義に縛られない「柔軟な財政的・基盤的な支援を行う」という文言を明記してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。
27	4 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割	子どもにかかわる施設は、子どもたちの安心安全を保障する場であるための条件として、身体的及び精神的な一切の暴力の禁止、子どもからの相談時における関係機関との連携による救済の取組、子どもの最善の利益を目的とした運営について、明示すべきである。	①条例（案）骨子に盛り込まれています	本条例の目的に「子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考える」こと、子どもにかかわる施設の役割に「子どもの権利を保障しながら、子どもの遊び、学び、育ちを支援する」こと、「保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利を守る取組を推進する」ことを記載しており、ご意見の趣旨は盛り込まれています。
28	5 子どもの権利を守るまちづくり	子どもの意見聴取が形式化せず、透明性のある運用となるよう、「どのような事項で子どもの意見を聴くのか」、「どのように検討したのか」、「反映できなかった場合の説明」を整理・公表する仕組みが必要である。	⑤事業実施の中で検討します	本条例では、子どもの権利を守る施策を総合的に推進するため、こども基本法第10条第2項に基づく子ども施策についての計画を推進計画として位置付け、三鷹市子ども・子育て会議において評価及び検証を行っていきます。
29	5 子どもの権利を守るまちづくり	項目毎に三鷹市の背景（現状、課題）と取組例を具体的に明示してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	条例内に項目毎の背景を記載することは困難ですが、ガイドブックにおいて、取組の方向性を示します。
30	5 子どもの権利を守るまちづくり	子どもの話を聴く仕組みづくりにおいて、高齢者の活用を考えてほしい。	⑤事業実施の中で検討します	「子どもの話を聴く仕組みづくり」については、条例制定後、庁内関係部署や関係機関と連携を図りながら、内容の検討・実施を行います。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
31	5 子どもの権利を守るまちづくり	学校に通うことが出来ない子どもたちや居場所を求める子どもたちに対して、武蔵野市子どもの権利条例「第15条 多様な学びの場」や世田谷区子どもの権利条例の「第16条 子どもの居場所づくり」などを参考に、条文で「多様な学びの場や居場所の拡充・支援を行う」ことを明記してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	多様な学びの場や居場所の拡充・支援については、「5 子どもの権利を守るまちづくり」の「(5) 安心できる居場所づくり」に記載している「家庭や子どもにかかわる施設、その他の活動の場が、子どもが安心して過ごすことができる居場所となるよう協力して環境の整備に努める」という表現に包含されています。「安心できる居場所づくり」のための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。
32	5 子どもの権利を守るまちづくり	子どもの権利が著しく侵害されているDV・虐待・いじめについて、「子どもの安全と安心を確保する」ことを明記してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	「子どもの安全と安心を確保する」ことについては、「5 子どもの権利を守るまちづくり」の「(4) 個人の尊重及び差別の禁止」、「(5) 安心できる居場所づくり」に包含されています。DV、虐待、いじめといった具体例については、条例制定後に作成予定のガイドブックに記載することを検討します。
33	5 子どもの権利を守るまちづくり	「安心できる居場所づくり」に、文化・芸術・スポーツ・自然等に親しむことに適した環境整備となるように明記してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもが活動する内容によって、安心して過ごすことができる居場所の環境が異なるため、施策を実施する中で検討します。
34	5 子どもの権利を守るまちづくり	公園や遊び場に関するルールについても、子どもの意見を反映する視点を明確にしてほしい。	①条例（案）骨子に盛り込まれています	「5 子どもの権利を守るまちづくり」において、「子どもに関係する事項を決定するときは、子どもの意見や思いを聴く機会を設け、その意見や思いを尊重し、可能な限り反映させるよう努める」旨を記載しており、公園や遊び場に関するルールについてもその対象になると考えます。
35	5 子どもの権利を守るまちづくり	「安心できる居場所づくり」に関して、現在、三鷹市内に、日曜日に親子で気軽に利用できる子ども向け室内施設が少ないので、日曜日も利用できる室内遊び場や親子の居場所の整備・運営拡充を検討してほしい。今後、開設予定の「三鷹幼稚園の跡地施設」は、日曜祝日も開館してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	日曜日に利用できる室内遊び場や親子の居場所の整備・拡充については、三鷹幼稚園跡地施設の運営も含め、事業を実施する中で検討します。
36	5 子どもの権利を守るまちづくり	体罰やいじめ禁止を明文化する等、時代を経ても変わらない価値観は規定しておいても良い。	⑤事業実施の中で検討します	体罰やいじめ禁止については、「5 子どもの権利を守るまちづくり」に記載する「全ての子どもの生命や身体が守られ」や「子ども一人ひとりが権利の主体であり、尊重されるべき個人として認められ、差別的な取扱いを受けることなく、その基本的人権が保障される」という表現に含まれています。なお、体罰やいじめの禁止等、具体的な内容について、条例制定後に作成予定のガイドブック等で解説することを検討します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
37	5 子どもの権利を守るまちづくり	「子どもの意見や思いの表明の機会の確保」、「子どもの社会参加及び参画の推進」、「子どもの話を聴く仕組みづくり」は「努める」止まりが多い。理念規定に留まっており、子ども会議の義務設置、施策策定改廃時の意見聴取義務化が必要なのではないか。	⑤事業実施の中で検討します	「5 子どもの権利を守るまちづくり」において、主語が市以外を含む取組については、「～努めます」という表記にしています。子どもの意見聴取の内容や手法、反映へのプロセス等については、三鷹市子ども総合計画推進会議等において庁内で横断的に検討し、実行していくとともに、条例の見直しに当たっては、子どもの権利に関する現況の調査及び検証を行った上で、検討を進めます。
38	5 子どもの権利を守るまちづくり	障害、外国ルーツ、LGBTQ、ヤングケアラー、社会的養護下、不登校、貧困等、個別配慮対象の例示を記載したほうが良いのではないか。	⑤事業実施の中で検討します	障がい、外国ルーツ、LGBTQ、ヤングケアラー、社会的養護下、不登校、貧困等、個別配慮対象の例示を記載することは、読み手に記載されているものしかないと受け取られる可能性があることから、「全ての子ども」を対象とした表現としています。条例制定後に作成予定のガイドブック等で具体的に配慮が必要な対象について解説することを検討します。
39	5 子どもの権利を守るまちづくり	小学校からの下校時に1人になる道があり、犯罪に巻き込まれる危険があるので、防犯カメラの設置を増やしてほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。
40	5 子どもの権利を守るまちづくり	安心できる居場所として、児童館、図書館を増やしてほしい。また、放課後に子どもが1人で留守番にならないように、学校から直接児童館に行くことができるようにする等、市も努力をしてほしい。小学校、中学はそのまま残し、小学校中学校に子どもが安全に通えるようにしてほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。
41	5 子どもの権利を守るまちづくり	市内の公園はあまりに小さく、使っていない公園ばかりでもったいない。子どもたちが遊べる環境として、サッカーができるくらいの公園を整備してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。
42	5 子どもの権利を守るまちづくり	今の子どもたちは、なかなか自分の気持ちを言えずに、生きづらさを感じ、AIに相談することも多いようなので、気楽に相談できる場所があればいい。サミット、図書館に相談コーナーがあると行きやすい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもが過ごす場所において子どもが話しやすい仕組みづくりを行う中で、具体的な施策内容について検討します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
43	5 子どもの権利を守るまちづくり	親が働いている家庭では7時30分に登校する子どももあり、子どもの体と心に負担がないか心配される。母親が短時間労働で済み、長い時間子どもと過ごす時間がある方が心も体も成長すると思う。親といふことで子どもの安全も守られる。	⑦その他	現代社会において家族構成や保護者の働き方等が変容し、家族の在り方が多様化する中で、子どもの権利が守られるよう、子どもの最善の利益を第一に考え、取組を進めます。
44	5 子どもの権利を守るまちづくり	ランドセルが重い。水筒も持つ子どもたちの体の負担が大きすぎるので、対策するべきである。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。
45	5 子どもの権利を守るまちづくり	市の行う、子どもの権利を守るための施策を明確にするため、素案（案）の「第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり（子どもの権利の普及・啓発）第14条から（子どもの話を聴く仕組みづくり）第21条」に置き換えること。	⑦その他	条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行い、条例（案）を作成します。
46	5 子どもの権利を守るまちづくり	ここがいちばん肝心で、関心のあるところだが、具体的にどのような取組がなされるのか全くわからない。 「(8) 子どもの話を聴く仕組みづくり」とあるが、先般、配布された「みんなが大切にされるまち三鷹」の相談先は、どこも平日の日中のみで、実質的に困っている子どもが相談できない形だけの相談先ばかりで、がっかりした。 三鷹市が、子どもの権利を守る実質的な取組を提示したうえで、パブリックコメントを実施することはできないのか。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容については、各事業を行う中で検討します。条例制定後に設置する擁護委員や子どもの相談窓口においては、子どもが相談しやすい手法や環境の整備、運用について検討します。
47	5 子どもの権利を守るまちづくり	「子どもの話を聴く仕組みづくり」について、三鷹市における他の相談窓口のように形骸化することなく、敷居低く子どもが心を開いて話せる場所作りをしてほしい。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員による相談の他、擁護委員の相談へ繋げる役割を担う子どもの相談機関においても子どもが相談しやすい手法や環境を整備するとともに、擁護委員や相談窓口の周知についても子どもに伝わりやすい方法を検討します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
48	5 子どもの権利を守るまちづくり	教育は大切な権利であり、すべての子どもに、自身の人格形成と人権尊重の強化のための教育を保障すること、市が少数の立場の子どもが自分の文化を享受、表現する支援を行うこと、支援を必要とする環境下の子どもに市が適切な教育環境を整えることについて、記載を補ってほしい。	⑤事業実施の中で検討します	「5 子どもの権利を守るまちづくり」の取組の中で、具体的な施策内容や運用について検討します。
49	5 子どもの権利を守るまちづくり 6 子どもの権利擁護	条例に基づく取組が、学校や保育・福祉現場に過度な事務負担や責任集中を生まないよう配慮が必要である。特に、「相談対応」、「記録作成」、「意見聴取」、「権利侵害対応」については、人的支援や専門職配置を含めた体制整備を同時に進めるべきである。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利を守るまちづくりの取組実施に当たっては、教育委員会をはじめ庁内関係部署及び関係機関との連携により、体制整備を図りながら進めていきます。
50	5 子どもの権利を守るまちづくり 7 条例の推進	権利条例の理念を実現するための仕組みづくりとして、計画の段階から子どもと子どもに関わる人達の意見を聞く仕組み、その評価をするときにも子どもと子どもに関わる人達の意見を聞く仕組みを明記してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	「5 子どもの権利を守るまちづくり」の取組実施及び条例の推進計画の評価、検証に当たっては、三鷹市子ども・子育て会議への報告及び意見聴取を行うとともに、子どもに関係する機関と連携を図りながら進めていきます。また、子どもの意見や思いを聴く仕組みの中で子どもの意見や思いを聴取し反映するよう、検討を進めます。
51	6 子どもの権利擁護	例えば、市内の公園において設けられているボール遊び等の制限等、「日常の中で子どもの権利が後回しになっている状況」こそ、擁護委員が取り上げ、改善につなげてほしい事例である。 擁護委員の活動が形骸化しないよう、勧告に対する市の対応義務と、活動結果の公表について、条例本文にもう少し具体的に盛り込んでほしい。	④規則を制定する中で対応します	擁護委員による要請があった場合の対応については、子どもの権利擁護に関する規則を制定する中で検討します。
52	6 子どもの権利擁護	権利擁護委員制度は重要な仕組みだが、既存の相談窓口や教育相談、福祉機関との役割分担を明確にする必要がある。「対応範囲」、「調査権限」、「守秘義務」、「緊急時対応」を整理し、制度が形骸化しないよう運用基準を示してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利擁護に当たっては、既存の相談窓口や今後設置予定の相談窓口、子どもの権利擁護委員、関係機関の立場や役割を整理し、各機関が連携して子どもの権利に関する相談に対応できるよう、整備を行います。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
53	6 子どもの権利擁護	擁護委員への相談や救済について、子どもが日常生活で自発的かつ容易に利用できるよう「SNSやチャットツール等を用いたアクセシビリティの高い窓口の設置」及び「子どもに伝わりやすい広報手段の確保」を明記することを提案する。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員による相談の他、擁護委員の相談へ繋げる役割を担う子どもの相談機関においても、社会環境に合わせて、子どもが相談しやすい手法や環境を整備するとともに、擁護委員や相談窓口の周知についても子どもに伝わりやすい方法を検討します。
54	6 子どもの権利擁護	子どもの権利擁護委員について、市長の附属機関として政策評価を行う市のもで設置することで、行動や判断が抑制的になることが懸念される。より独立性のある第三者機関に調査権限・是正勧告・公表権などを持たせたほうが中立的である。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では、「市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し協力する」旨を記載しており、条例（案）にも同内容を盛り込みます。
55	6 子どもの権利擁護	「人権を尊重するまち三鷹条例」との役割分担が読み取れない。特に人権侵害救済相談員の職責は子ども権利擁護委員の職責と重複する部分が多いように感じるので、相互の差分や連携について整理が必要である。	⑤事業実施の中で検討します	本条例における子どもの権利擁護委員は、相談者の権利侵害からの救済のための調整や要請、意見表明を行うことを想定しています。今後、子どもの権利擁護委員制度の運用等に当たっては、他の相談機関との役割分担を考慮し、検討を進めます。
56	6 子どもの権利擁護	「擁護委員は、年度毎にその活動内容を市長に報告」とあるが、市長部局や市の施設、学校対応が問題となる場合も考えられる。子どもの権利擁護委員の独立性を担保する観点から、市における擁護委員の職務遂行への不当関与の禁止や擁護委員による調査協力の請求、市長に加えて市議会及び教育委員会への活動報告等について、明記してほしい。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では、「市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し、協力する」旨を記載しており、条例（案）にも同内容を盛り込みます。擁護委員は、市長の附属機関としての設置を想定しているため、年度毎に市長への活動報告を行うとしており、報告された内容は市長により公表することを規定することにより、情報の透明性や公共性は担保されると思います。
57	6 子どもの権利擁護	「擁護委員は、子どもの権利侵害から救済する必要があると認める場合は、市長に報告し、市長は、必要な措置を講ずることができる」とあるが、「必要な措置」が曖昧で裁量が広すぎるため、表現が弱い。擁護委員の要請・勧告に対して、市や教育委員会、施設側が「回答義務・対応方針の説明義務」を負う形となるよう、明記してほしい。	④規則を制定する中で対応します	擁護委員による要請があった場合の対応については、子どもの権利擁護に関する規則を制定する中で検討します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
58	6 子どもの権利擁護	実効性のある権利擁護を推進するため、全文を素案（案）の「第5章 子どもの権利擁護（三鷹市子どもの権利擁護委員の設置）第22条から（活動報告及び公表）第25条」に置き換えること。そのうえで、3人以内となっている擁護委員の人数については、擁護委員がその職務を実行するには、明らかに不足するため、「必要に応じて増員する。」など、条例改正を待たなくても済むように幅を持たせてること。擁護委員の独立性をしっかりと担保し過剰労働にならないようにするためにも、余裕を持った人員の確保は必要である。	⑦その他	条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行い、条例（案）を作成します。条例（案）では、擁護委員は5人以内とするとともに、附則に条例の見直しに関する規定を盛り込みます。
59	6 子どもの権利擁護	子どもたちが相談しやすい「場」の確保、「時間」の設定、「人」の配置が重要であり、子ども自身が気兼ねなく発信できるような方法について、先行自治体の事例を研究し、それに学ぶことも重要である。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員及び子どもの相談窓口の運用においては、子どもが相談しやすい手法や環境を整備するとともに、擁護委員や相談窓口の周知についても子どもに伝わりやすい方法を検討します。
60	6 子どもの権利擁護	市外から三鷹市内の現場に通う子ども・若者から擁護委員にSOSがあった際に、居住地の自治体へたらい回しにされることなく、ファーストステップとして拒まずに受け止め、必要に応じて居住地自治体や広域のネットワークと柔軟に連携して対応に当たる仕組みを、条例または運用方針の中に必ず担保してほしい。	①条例（案）骨子に盛り込まれています	市外に住み、市内の施設に通う子ども等についても、本条例における子どもの権利擁護の対象にあると考えます。子どもの権利擁護の取組に当たっては、「7 条例の推進」にあるとおり、市の部局や関係団体が横断的に連携するとともに、国や東京都、他の地方公共団体及び児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応します。
61	6 子どもの権利擁護	擁護委員の設置は重要だが、学校や民間の支援現場に対する「監視・指導機関」のようになることが懸念される。擁護委員の設置にあたっては、現場への一方的な是正勧告等の権限を振りかざすのではなく、すでに当事者と信頼関係を築いているフリースクールや民間団体の専門性を最大限に尊重し、共に課題を解決する「伴走・コーディネート機能」を重視し、「対等な連携・協働」がより円滑に進むよう、委員の役割や運用のあり方を慎重に規定してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員の活動は、子どもの権利侵害についての相談に応じ、調査等の上、関係者間の調整や要請を行うことにより、権利侵害から救済することを目的としており、その対応については、子ども目線で行われることが重要と考えています。関係者間の調整や要請を丁寧に行っていけるよう、運用の中で検討します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
62	6 子どもの権利擁護	子どもの権利擁護委員が公正かつ中立に職務を遂行することにより、別居・離婚事案においても、一方の立場に偏ることなく、子どもの長期的利益や父母双方との関係維持の観点を踏まえ、多面的かつ中立的な立場から権利擁護が行われることを期待する。三鷹市が子どもの権利保障の先進自治体となることを期待する。	①条例（案）骨子に盛り込まれています	擁護委員は、子どもの権利擁護を目的として「公正かつ中立に職務を遂行する」ことを定めています。条例制定後、擁護委員制度の運用に当たっては、その公平性や中立性が守られるよう、取り組んでいきます。
63	6 子どもの権利擁護	どのような人を擁護委員とするのか。だれがどんな基準で選ぶのか。擁護委員による助言や支援、救済が、適切な擁護委員によってなされることを担保する内容が読み取れない。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員は、子どもの権利に関して見識を有する者のうちから市長が委嘱します。
64	6 子どもの権利擁護	相談窓口の設置や相談体制の整備、子どもの権利擁護委員の設置について、この骨子では、どのようなことを想定されているのか、よくわからない。 子どもの声を聴く相談窓口は有資格者を配置し、相談員や子どもと接する現場にいる職員も子どもの様子に気づき、子どもの話を聴いていく必要がある。三鷹市の男女平等条例の相談窓口が、なぜ機能しないのかしっかり検討し、実効性のない組織にならないようにすべきである。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員の人選や子どもの相談窓口の人員については、相談窓口と擁護委員の連携も含め、子どもの権利擁護体制全体として検討を進めます。
65	6 子どもの権利擁護	骨子では、相談員と子ども権利擁護員との関係や位置づけ、事務局体制について全く触れられておらず、全体像がつかめない。また、子ども権利擁護員の独立性について素案（案）で記載された文言が骨子で削除されていることは看過できない。多くの先進事例を参考にして、子どもが権利の主体であることを体感できる機能的で動きやすい仕組み、三鷹らしい仕組みを作ってほしい。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	相談窓口と擁護委員の連携等については、子どもの権利擁護体制全体として検討を進めます。 また、条例（案）骨子の基となる条例素案では、「市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し協力する」旨を記載しており、条例（案）にも同内容を盛り込みます。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
66	6 子どもの権利 擁護	擁護委員の責務については、安易に相談内容をもらす行為によって、相談した子どもの心を傷つけることのないよう、(1)(2)に加えて検討委員会による素案(案)第24条の第3項を明記すること。	②条例(案)骨子に趣旨は反映されています	条例(案)骨子の基となる条例素案では、「擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」旨を記載しており、条例(案)にも同内容を盛り込みます。
67	6 子どもの権利 擁護	子どもの権利を擁護し、権利を侵害された子どもの救済を速やかに図るためには、擁護委員は、専門職(社会福祉士、臨床心理士等の有資格者)とし、必要な助言・支援または調査を行ったり、権利侵害から救済するための関係者間の調整や要請を行うためには、それを実践するための権限が必要不可欠である。また、そのスーパーバイザーとして、弁護士や学識者がいて一緒に検証しながら対応していく体制が必要である。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員の人選や相談窓口と擁護委員との連携等については、子どもの権利擁護体制全体として検討を進めます。
68	6 子どもの権利 擁護	擁護委員の独立性は大事であり、きちんと保障されなければならない。	②条例(案)骨子に趣旨は反映されています	条例(案)骨子の基となる条例素案では、「市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し協力する」旨を記載しており、条例(案)にも同内容を盛り込みます。
69	6 子どもの権利 擁護	相談機関の充実をはかり、独立性を守ってほしい。	②条例(案)骨子に趣旨は反映されています	擁護委員の人選や相談窓口と擁護委員の連携等については、子どもの権利擁護体制全体として検討を進めます。 また、条例(案)骨子の基となる条例素案では、「市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し協力する」旨を記載しており、条例(案)にも同内容を盛り込みます。
70	6 子どもの権利 擁護	擁護委員の権限や位置づけ、独立性が明確でないかぎり、受けた相談を関係機関に回すだけの存在になりかねない。擁護委員の具体的な立ち位置、子どもたちが安心して相談ができる環境づくりについて、今後示してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	擁護委員は、市長の附属機関として設置しますが、条例(案)に「市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し協力する」旨を規定し、その独立性や中立性を担保します。 また、擁護委員制度の運用においては、子どもが相談しやすい手法や環境を整備するとともに、制度の周知についても子どもに伝わりやすい方法を検討します。
71	6 子どもの権利 擁護 7 条例の推進	条例の運用にあたり、犯罪該当性のあるいじめ行為については、学校・学童施設・保育施設の判断で抱え込まず、「法律に基づいた犯罪行為(非行)」として厳格に扱い、被害者の保護のために躊躇なく警察や司法へ繋ぐ仕組みを徹底してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、現在も警察と連携して対応を行っています。条例制定後も、引き続き、関係機関と連携した対応を図っていきます。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
72	7 条例の推進	条例施行後は、「相談件数」、「子どもの認知度」、「学校等での活用状況」、「権利侵害救済事例」等を定期的に検証・公表し、必要に応じて見直しを行う仕組みが必要である。条例を制定すること自体を目的とするのではなく、子どもが実際に安心して生活できる環境改善につながっているかを継続的に確認してほしい。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	本条例では、子どもの権利を守る施策を総合的に推進するため、こども基本法第10条第2項に基づく子ども施策についての計画を推進計画として位置付け、三鷹市子ども・子育て会議において評価及び検証を行っていきます。また、条例（案）骨子の基となる条例素案では、附則に「市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、適切な見直しを行うものとする。」旨の規定を入れており、条例（案）にも同内容を盛り込みます。
73	7 条例の推進	推進計画の評価及び検証を行うプロセスにおいて、行政や専門家だけでなく、子ども自身が条例の実施状況を評価し、意見を提言できる仕組み（「子ども委員会」等の常設的な参画機会の創設等）を明記することを提案する。	⑤事業実施の中で検討します	「5 子どもの権利を守るまちづくり」に示したとおり、子どもの意見や思いを聴く仕組みをつくり、条例の推進計画を含む市の施策について、反映させることを検討していきます。
74	7 条例の推進	主語に齟齬があるので、(1)と(2)を素案（案）の「第6章 条例の推進（推進計画）第26条、（推進体制）第27条」に置き換えること。	⑦その他	条文については、今回のパブリックコメントの結果を踏まえて再度検討するとともに、法的な観点からの精査・検証を行い、条例（案）を作成します。
75	その他	子どもの権利を保障することはとても大切だが、運用にあたっては、子ども自身が、自分の持つ権利や、それを侵害されるとはどのような状態なのか、また「意見を言う」とはどのようなことなのかを、年齢に応じて学べる機会が重要である。身体や心に関わることについては、包括的性教育やバウンダリーについて学ぶ機会も必要だと思う。 また、意見を出す練習として、アクティブラーニングのグランドルールを取り入れた授業など、安心して意見表明ができる学びの場が充実すると、子どもたちもより適切に権利を行使しやすくなると思う。	⑤事業実施の中で検討します	子どもが子どもの権利について理解し、自分の権利も自分以外の人の権利も大切にできるよう、子どもの権利の普及・啓発の取組を行っていきます。取組に当たっては、教育委員会をはじめ庁内関係部署及び関係機関と連携を図りながら、検討・実施を行います。
76	その他	性に関する健全な認識を持つことは子どもの権利の一つであるため、この機会に三鷹市として、小中学校で包括的性教育を取り入れることを後押ししてほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利の普及・啓発の取組を行う中で、教育委員会をはじめ庁内関係部署及び関係機関と連携を図りながら、内容の検討・実施を行います。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
77	その他	三鷹市として強い意志を持った取組であるならば、罰則制定を検討してほしい。	⑥対応は困難です	本条例の趣旨は、子どもの権利について理解を促進し、子どもの権利を守るまちを実現することにあるため、罰則規定を盛り込むことは想定していませんが、子どもの権利を広く普及・啓発することにより、三鷹市が子どもの権利を守るまちとなるよう、取り組みます。
78	その他	チラシや説明文の「子どもが生涯にわたって幸せに暮らすことができるまち」という表現は、子どもが大人になるまで大切にすると読むことができ、大人や高齢者が「自分たちも子どもだったんだから、今の自分たちも生涯にわたって子どもと同じように扱え」と悪意のある解釈や誤解が生まれかねないので、「生涯にわたって」という表現は見直したほうが良い。	⑦その他	普及・啓発に当たっては、受け取り手によって多様な解釈があることを考慮し、表現方法について検討します。
79	その他	東京都こども基本条例の附則第3項「見直し時に子どもの意見を聴く」のような記載があると良い。	⑤事業実施の中で検討します	附則に、条例の見直しに関する規定を盛り込みます。なお、見直しに当たっては、「5 子どもの権利を守るまちづくり」に示したとおり、子どもの意見や思いを聴く仕組みをつくり、子どもたちの意見や思いを聴き、反映させるよう、検討を進めます。
80	その他	条例を子どもたちが学習する際には、条例における「全ての子ども」とは「いかなる差別もなく、あらゆる子ども」であること、「権利」とは、「義務との対義」ではないことを十分理解できるようにしてほしい。	⑤事業実施の中で検討します	条例制定後、子どもにも分かりやすいパンフレット等を作成して周知するとともに、普及・啓発に当たっては、子どもの権利や条例についての理解が深まるような取組の実施を検討します。
81	その他	素案（案）の前文における「子どものみなさん」の呼びかけ調の文言は、低学年の子どもでもわかりやすい。前文の最後の一文は、三鷹市の本気度の表れと考える。覚悟をもって実効性のある条例になるよう切望する。	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では、前文に子どもへのメッセージを入れており、条例（案）にも同メッセージを盛り込むことにより、子どもの権利や条例について子どもの理解を促すとともに、実効性のある条例となるよう、子どもの権利を守るための取組を着実に実施します。
82	その他	条例を作る時に、小学生・中学生・高校生の声、保護者、学校の先生の声聞いているか。都合のいいことだけ決めてほしくない。現場の声聞いて、子供の心をくみ取ってほしい。	⑦その他	条例制定に向けて、小学校1年生～18歳の子どもを対象とするワークショップ及びアンケートを実施して子どもの意見や思いを聴取し、検討協議を行いました。今回のパブリックコメントも踏まえて、条例（案）を作成します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
83	その他	市内保育園の虐待や不適切保育について情報提供してきたが、適切に対応されず、虐待が繰り返された。条例をつくるのであれば、市は今回の事例を考察し、子どもの最善の利益の意味をよく考え、条例を守ってほしい。	⑦その他	市民や子どもにかかわる施設、事業者等に対して、本条例についての普及・啓発の取組を実施し、子どもの権利の理解が深まるよう努めます。
84	その他	親との継続的な関係は、子どもの安心感、自己肯定感及び健全な成長発達にとって重要であり、子どもの権利として尊重されるべきものであるから、子どもが別居・離婚後においても、可能な限り父母双方との関係を適切に維持できることを、子どもの利益として位置付けてほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもに関係する事項については、子どもの意見や思いを聴き、子どもの最善の利益を第一に考えて対応することが、本条例が掲げる基本的な考え方です。子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容や運用については、この考え方のもと、各事業を行う中で検討します。
85	その他	子どもにとって、自らの成長や学校生活を父母双方に見守られることは重要な利益であることから、子どもの安全や福祉に反しない限り、別居親に対しても、学校行事の日程、就学状況、成績や学習状況、進路情報、保健関係情報などについて適切な情報共有が図られるよう、市、学校及び教育委員会における配慮を期待する。	⑤事業実施の中で検討します	子どもに関係する事項については、子どもの意見や思いを聴き、子どもの最善の利益を第一に考えて対応することが、本条例が掲げる基本的な考え方です。子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容や運用については、この考え方のもと、各事業を行う中で検討します。
86	その他	運動会、授業参観、学芸会、卒業式等の学校行事について、子どもの意思及び安全に十分配慮しながら、別居親についても可能な限り参加機会が確保されるような運用や指針の整備を期待する。	⑤事業実施の中で検討します	子どもに関係する事項については、子どもの意見や思いを聴き、子どもの最善の利益を第一に考えて対応することが、本条例が掲げる基本的な考え方です。子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容や運用については、この考え方のもと、各事業を行う中で検討します。
87	その他	災害、事故、急病その他の緊急時において、子どもが父母双方から必要な支援を受けられるよう、学校と保護者との連絡体制について配慮されることを期待する。法令上又は安全上の支障がない場合には、父母双方が必要な連絡を受けられる体制について検討してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもに関係する事項については、子どもの意見や思いを聴き、子どもの最善の利益を第一に考えて対応することが、本条例が掲げる基本的な考え方です。子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容や運用については、この考え方のもと、各事業を行う中で検討します。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
88	その他	別居・離婚に関する問題においては、大人同士の対立だけではなく、どのような親子関係を望むか、どのような交流を望むか、どのような支援を必要としているかについて、子ども自身が安心して意見を述べることができ、その意見が適切に尊重される仕組みを整備してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもに関係する事項については、子どもの意見や思いを聴き、子どもの最善の利益を第一に考えて対応することが、本条例が掲げる基本的な考え方です。子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容や運用については、この考え方のもと、各事業を行う中で検討します。
89	その他	近隣自治体においても、別居・離婚後の親子関係維持や教育情報共有のあり方等について検討が行われている。三鷹市においても、子どもの権利条約、こども基本法、教育基本法及び改正民法の理念を踏まえ、子どもが父母双方とのつながりを維持できる環境整備について検討してほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもに関係する事項については、子どもの意見や思いを聴き、子どもの最善の利益を第一に考えて対応することが、本条例が掲げる基本的な考え方です。子どもの権利を守るまちづくりのための具体的な施策内容や運用については、この考え方のもと、各事業を行う中で検討します。
90	その他	天文台周辺のまちづくり・学校づくりについて、市は、2023年12月23日におおさわ学園の子どもたちに説明し、意見を聞く機会を作ったが、市は、アイデアカードを都合よく集計して、プロジェクトの推進に利用しており、フィードバックもなく、本条例のいう「子どもの意見の尊重」になっていない。市と検討委員会は、子どもの社会、大人への不信感を強めたこのような事例を振り返り、反省して条例を作り直すのがよい。	⑤事業実施の中で検討します	本条例（案）の骨子については、制定に向けて子どもを対象に実施したワークショップやアンケートの結果を参考にして検討を行っています。条例制定後は、「子どもに関係する事項については、子どもの意見や思いを聴き、子どもの最善の利益を第一に考える」という基本的な考え方のもと、子どもの権利を守るまちづくりに取り組みます。
91	その他	「子どもの権利」が生まれながらに持っている権利であり、何か義務を果たしたら与えられるものではない事への理解が、市民の間で不十分なので、条例制定後は、条例の周知・啓発を重点的に行ってほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利の普及・啓発については、子どもにかかわる施設や事業者等と連携し、市民が子どもの権利について学び、理解を深める取組の実施を検討します。
92	その他	素案（案）の前文がとても素晴らしく、三鷹市の強い思いが感じられたが、今回のパブリックコメントでは骨子に前文が入っておらず、とても残念だった。子どもたちに届けていく条例なのであれば、前文は本文よりも必要な部分なので、必ずいれてほしい。 ※同様のご意見 他4件	②条例（案）骨子に趣旨は反映されています	条例（案）骨子の基となる条例素案では前文を入れており、条例（案）にも盛り込みます。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
93	その他	「権利と義務はセットである」というような考えの人がまだ自分の周囲にもいる。本条例を機に、子どもも大人も権利を理解する大きなきっかけになってほしい。	⑤事業実施の中で検討します	子どもの権利の普及・啓発については、子どもにかかわる施設や事業者等と連携し、市民が子どもの権利について学び、理解を深める取組の実施を検討します。
94	その他	「Ⅰ 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の概要」の「1 背景」では、年号が全て和暦で書かれている。三鷹には、外国籍の子どもも生活している中で、元号だけを使う行政は、「子どもに関係する全ての事項について子どもの最善の利益を第一に考える」や、「子どもに向けたわかりやすい情報発信や説明に努める」といった記載に抵触している。「時」を蔑ろにすると、過去の事柄の「検証」を疎かにする傾向があるので、「時」も「検証」も大切にしてほしい。	⑦その他	三鷹市では、公文書において、三鷹市公文規程に則して和暦による元号表記を行っており、「Ⅰ 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の概要」及び「Ⅱ 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（案）の骨子」でも、同規定に準じた表記を行っています。なお、普及・啓発等の文書について、西暦との併記についても検討します。
95	その他	条例案をつくるに当たって実施したアンケートでは、市立小・中学校に通う子どもは全員対象とし、市立以外の小・中学校に通う子どもには、アプローチしておらず、属性で子どもを差別している。	⑦その他	本条例の制定に向けた子どもへのアンケートについて、市立以外の小・中学校に通う子どもに対しては、広報みたか及び市ホームページへの掲載、公共施設への案内チラシ設置のほか、市内の都立及び私立小・中学校へ案内チラシの配布及びポスター掲示を依頼することにより案内を行いました。市立以外の小・中学校の児童・生徒からは、107件の回答をいただき、検討協議の参考にしています。
96	その他	条例案をつくるに当たって実施したアンケートの設問では、「家庭や学校で意見や思いを聞いてもらえるか」を問うているが、学校と家庭を区別しないこの設問は、非常に不適切である。家庭と学校を分けるべきだ。	⑦その他	本条例の制定に向けた子どもへのアンケートにおいて、「家や学校では、あなたの意見や思いをいつもどれくらい聞いてくれるか」という設問については、家、学校それぞれについて回答してもらう設計としています。

No	該 当 部 分	市 民 意 見 ※		対 応 の 方 向 性
97	その他	検討委員会は、アンケート結果に対して、「子どもが意見を持ち、表すためには、その前提として、意見を表すために必要な情報や説明が子どもに分かりやすい形で保障されることも重要」としているが、天文台プロジェクトでおこなった説明は、この点でNGである。また、「子どもたちが意見や 思いを自由に表せるような環境を整えるだけではなく、子どもが表した意見を大人がしっかりと受け止める、言葉にならないような思いもあることを理解することが重要です」と言いながら、環境や行政、学校、大人の側の問題を見ようとしていない。条例検討のプロセスで、大人や学校、行政へのアンケート、ヒアリングが必須ではなかったか。	⑦その他	本条例（案）の骨子については、制定に向けて子どもを対象に実施したワークショップやアンケートの結果を参考にして検討を行っています。今回のパブリックコメントを踏まえて、条例（案）を作成するとともに、条例制定後は、子どもも大人も子どもの権利の理解が深まるよう、普及・啓発に取り組んでいきます。